

年金分割の合意書

【合意内容】

(甲) \_\_\_\_\_ と(乙) \_\_\_\_\_ は、  
 次の事項について合意したので、ここに合意書を作成する。

第一条 厚生年金保険法第78条の2第1項の規定に基づき、標準報酬の改定  
 又は決定の請求をすること。

第二条 第一条に規定する請求について、請求すべき按分割合を  
0. □□□□□  
 とすること。

令和 年 月 日

|            |                     |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |
|------------|---------------------|----------------|---|--|--|---|--|---|--|--|--|
| 署名等<br>(甲) | 個人番号<br>(または基礎年金番号) |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |
|            | 生年月日                | 明治・大正<br>昭和・平成 | 年 |  |  | 月 |  | 日 |  |  |  |
|            | 氏名                  |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |

|            |                     |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |
|------------|---------------------|----------------|---|--|--|---|--|---|--|--|--|
| 署名等<br>(乙) | 個人番号<br>(または基礎年金番号) |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |
|            | 生年月日                | 明治・大正<br>昭和・平成 | 年 |  |  | 月 |  | 日 |  |  |  |
|            | 氏名                  |                |   |  |  |   |  |   |  |  |  |

- ※ 記入・署名の前に裏面の注意事項を必ずお読みください。
- ※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

| 年金事務所等使用欄 |                | ※職員が記入するため、請求者は記入不要です。         |       |     |     |
|-----------|----------------|--------------------------------|-------|-----|-----|
|           | 提出者区分          | 確認書類                           | 印鑑照合欄 | 確認欄 | 受付印 |
| 甲         | 本人<br>・<br>代理人 | 免許証 ・ パスポート<br>個人番号カード ・ 印鑑証明書 |       |     |     |
| 乙         | 本人<br>・<br>代理人 | 免許証 ・ パスポート<br>個人番号カード ・ 印鑑証明書 |       |     |     |

## 「年金分割の合意書」の記入等注意事項

1. 「年金分割の合意書」(以下単に「合意書」という。)は(甲)又はその代理人の方及び(乙)又はその代理人の方がともに共済組合に直接持参してください。(必ず2人で持参していただくことが必要です。)
2. 「合意内容」欄は(甲)((乙))本人が記入したものを持参してください。代理人が代わって記入することはできません。
3. 「合意内容」欄については、当事者の氏名及び請求すべき按分割合を「年金分割のための情報通知書」に記載された按分割合の範囲内で、最大で小数点以下第5位まで記載してください(上限0.5です)。

(例) 0 . 

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|

4. 「署名等(甲)((乙))」欄には、合意内容欄に記載した(甲)((乙))の基礎年金番号、生年月日を記載し、必ず(甲)((乙))本人が署名してください。

### 5. 添付書類について

(1) 「合意書」を当事者本人が持参する場合の本人確認書類(以下の①～④のいずれか1つ)

- ① 運転免許証
- ② パスポート
- ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ④ 印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

※ 住民基本台帳カード(有効期限内であっても顔写真付きのものに限る)は③個人番号カードと同様に取り扱います。

(2) 「合意書」を代理人が持参する場合

委任状(年金分割窓口請求用)及び委任状に係る添付書類

※ 委任状に係る添付書類は、委任状の裏面をご覧ください。

※個人番号を記入される場合には、個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードや通知カード等)が別途必要です。